

この再雇用制度規程は、企業が規程を策定する際の参考にご利用ください。また、社労士などの専門家に相談するなど、各企業の就業規則等の実態に沿って策定し、参考資料としてご使用ください。

参考

再雇用制度規程

第1条（目的）

この規程は、当社を退職後再度入社を希望する元従業員に対して特別な制度を設けることで事業活動における人材確保と個人の効率的な能力向上の機会を与えることを目的とし、定年後の再雇用制度とは別に定めるものとする。

第2条（対象者）

本制度は、入社後●年以上在籍し、令和●年●月●日以降に当社を結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児及び介護・病気療養、自己啓発等々を理由として退職する従業員で、退職後●年以内に再雇用を希望する者のうち正社員、契約社員、アルバイト、パートタイム労働者等退職時の労働契約の区分を問わず、全ての従業員を対象とする。

第3条（手続き）

退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により当社に申し出ること。ただし、本制度導入前に既に退職されている者はこの限りではない。

第4条（制度利用希望の意思表示）

本制度の利用を希望する申請者の中から、次の順序で採用審査を行い、採否を決定する。

- ① 書類審査
面接審査

第5条（再雇用の待遇）

当該制度対象者を再雇用する場合には、退職前の配置、経験、勤続年数等を評価して賃金の格付け、処遇を決定する。

第6条（採用の保障）

本制度は、再雇用を保障するものではなく、退職後の個人の状況、能力、本人が希望する職務及び雇用条件の如何によって再雇用しないことがある。

第7条（入社手続）

再入社を許可された者は、審査の結果通知後●週間以内に指定された書類を提出し、再入社の手続を行わなければならない。

第8条（勤続年数の通算）

再入社後の勤続年数は以前の勤続年数と通算しない。

（附則）

1. 本規程は、令和●年●月●日より実施する。